

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

地価税の課税の特例措置の適用に係る証明書交付について(通知)

改正 平成 7 年 7 月 26 日消防危第 74 号

平成 4 年 1 月 1 日より地価税法が施行されたところではありますが、危険物施設の保安距離内の土地等については、同法第 17 条第 1 項に基づく課税価格の計算の特例措置が適用されます。これに伴い、事業者から、同法第 17 条第 3 項に基づく同法施行規則第 5 条第 8 項の規定に基づき、市町村長等に特例に該当する土地等であることの証明を申請することが予想されますが、国税庁から証明事務の円滑な取扱いにつき協力依頼がありましたので、当該証明書の交付に関する事務取扱いについては、関係者の便宜のため統一のものとする必要上、別添事務取扱要領に沿って適切に対処されるようお願いします。

なお、管下市町村に対して、この旨周知願います。

(別添)

地価税の課税の特例措置の適用についての証明書交付に関する事務取扱要領(消防法関係)

地価税法(平成 3 年法律第 69 号)第 17 条第 3 項に基づく地価税法施行規則(平成 3 年大蔵省令第 31 号)第 5 条第 8 項の規定に基づく証明書を交付する手続きのうち消防法に係るものは、この要領に定めるところによって行うものとする。

1 本要領の適用範囲

本要領は、地価税法施行規則第 5 条第 8 項の規定に基づく証明書のうち、地価税法別表第 2 第 2 号イに係るものの交付について適用するものであること。

2 証明の対象となる土地等

証明の対象となる土地等は、別表(別紙 3)の「対象となる危険物施設」欄に掲げる危険物施設ごとに、当該危険物施設の存する事業所等の敷地のうち、当該施設の外壁その他の工作物から同表の「保安距離等」欄に定める距離中最も短い距離だけ離れた点の軌跡で囲まれた区域内の土地等又は防油堤で囲まれる区域内にある土地等であること。

3 証明申請の手続き

(1) 証明申請

証明を受けようとする者は、原則として初めて証明を受けようとする年の前年の 12 月 31 日(平成 4 年 1 月 1 日に係る証明については、平成 4 年 4 月 1 日から平成 4 年 9 月 30 日)までに、別紙 1 の証明申請書を消防法第 11 条第 1 項の許可に係る市町村長等に提出するものであること。

ただし、地価税法施行の際(平成 4 年 1 月 1 日)現に同条同項の許可を受け、又は許可申請をしている者にあつては、当該施設等の変更許可の申請を行う際に、併せて提出すれば足りるものであること。

なお、前記ただし書きに該当する者であつて課税の特例の適用を受けようとする者は、当該施設等の許可書の余白に特例対象面積を補完的に自ら記入し、その算定の基礎となる 8 に準じた図面等を添付しておくこと。

(2) 証明書交付

証明を申請している土地等が、2 の土地等に該当する場合には、市町村長等は、当該申請書の下段に必要事項を記入し、証明を行うものであること。

当該証明書の交付は、原則として、証明を受けようとする年の 2 月末までに行うものであること。

4 証明書の効力

当該証明書に係る課税時期の属する年の翌年以降の課税時期についても、当該証明の基礎となった事実(施設の位置等)に変更がない限りにおいて、当該証明書は、当該変更のない課税時期に係る証明書として効力を有するものであること。

従って、当該証明書の基礎となった事実に変更があつた場合には、当該証明書は無効となるので、改めて、変更の事実に基づき申請を行う必要があること。

5 2 以上の特例規定の適用を受ける土地等について

1 事業所に 2 以上の施設が配置されている場合や 1 事業所が 2 以上の法律の規制の適用を受ける場合には、当該事業所内に地価税法施行規則第 5 条第 2 項から第 5 項までの 2 以上の特例規定が重複的に適用される土地等が有り得るが、その場合いずれの規定に基づく証明を受けてもその効果は同じであること。

従って、特に、1 事業所が 2 以上の法律の規制の適用を受ける場合の重複部分については、簡単な方法で区分し、消防法に係る証明を受けようとする部分についてのみ、本要領に基づく申請を行うものであること。

6 証明申請の提出先について

証明申請書は、消防法第 11 条第 2 項に定める市町村長等に提出するものであること。

7 証明申請書の記載方法について

- (1) 証明申請者の「住所」及び「氏名(名称)」は、地価税の課税の特例を受けようとする者の住所及び氏名(名称)を記入すること。
- (2) 「許可を受けた施設の所在地」は、許可の内容と同じものを記載すること。
- (3) 「適用規定」は、消防法令(消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則)の保安距離に係る適用規定を、法(令、則)第○条第○項第○号等と記入すること。
- (4) 「特例規定」は、地価税法施行規則の適用規定を、第 5 条第 2 項第○号イ、ロ、ハ等と記入すること。

8 証明申請書に添付する図面の作成方法について(別紙 2 参照)

- (1) 図面に当該事業所の敷地部分について、地番表示を記載すること。
- (2) 図面には、当該施設の概況がわかる適宜の情報の他、次の事項を明示すること。
 - ① 当該事業所等の敷地の範囲
 - ② 敷地のおよその規模を示す一辺の長さ等
 - ③ 敷地内にある施設(課税の特例の基礎となるもの)の位置
 - ④ 特例対象土地等の範囲
 - ⑤ 特例対象土地等の範囲を示す曲線の個々の部分ごとに、その施設からの距離
- (3) 図面は、当該施設ごとに 1 通作成すること。
- (4) 図面には、下記の様式で特例対象範囲の面積を記載し、当該面積の算定方法がわかる簡便な資料を添付すること(様式自由)。

特例対象面積	(単位㎡)
--------	-------

9 証明申請の審査方法について

証明申請書及び添付された図面について以下の事項を確認するものであること。

- (1) 申請書中の「許可年月日」、「許可を受けた者の名称」、「対象施設の所在地」及び「適用規定」について、それぞれ、許可の内容と同じであること。また、「適用規定」及び「特例規定」について、別表(別紙 3)に掲げるものとその内容が対応していること。
- (2) 申請書に添付された図面について、
 - (ア) 敷地内にある施設(課税の特例の基礎となるもの)の位置が許可の内容と同じであること。
 - (イ) 特例対象土地等の範囲を示す曲線の個々の部分ごとに、その施設からの距離が別表「保安距離等」の欄に掲げる地価税法施行規則第 5 条第 2 項第 1 号から第 6 号に規定する距離であること。(当該申請が、地価税法施行規則第 5 条第 3 項第 1 号に係る場合にあつては、対象土地等が防油堤で囲まれる区域内にある土地等であること。)

(別紙1)

地価税の特例に係る土地等の確定についての証明願

平成 年 月 日
殿

住所 _____
氏名(名称) _____

地価税法第17条第3項に基づく同法施行規則第5条第8項の規定に基づき、地価税の特例措置を受けるため、下記の施設に係る土地等が、 年1月1日において地価税法別表第2第2号イの土地等に該当することを証明願います。

記

許可年月日	(許可を受けた年月日を記入)
許可を受けた者の名称	(許可を受けた者の名称を記入)
許可を受けた施設の所在地	(許可書と同じ住居表示により記入)
適用規定	(当該施設に係る消防法令の適用条項を記入)
特例規定	(当該施設に係る地価税法施行規則の適用条項を記入)
対象土地等の範囲	別添図面のとおりに

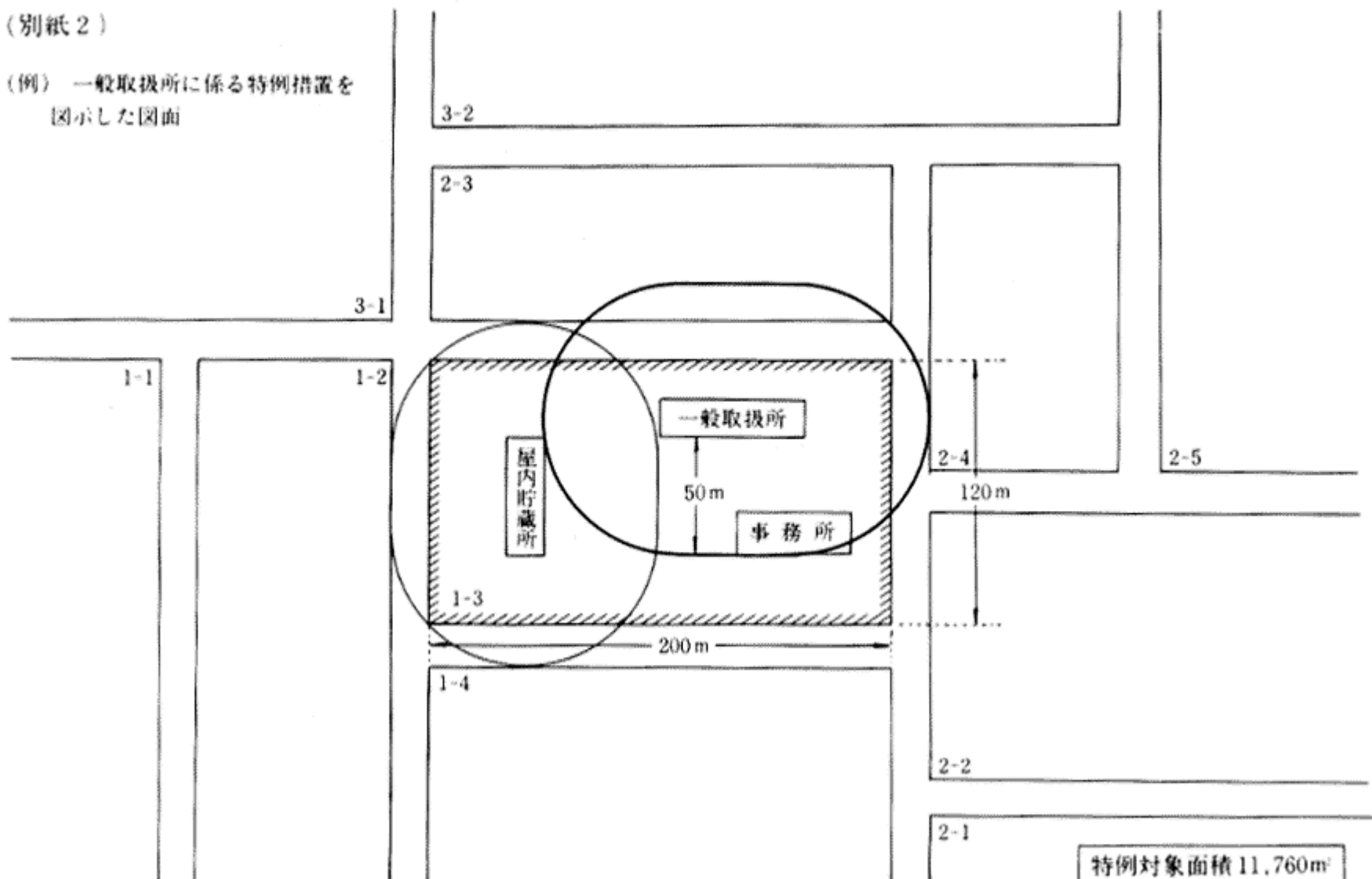
第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。なお、本証明書は、特例対象の土地等の範囲に変更があった場合等、証明の基礎となる事実に変更があった場合には失効します。

平成 年 月 日

(別紙2)

(例) 一般取扱所に係る特例措置を図示した図面



(別紙3)

別表 地価税の課税特例の対象となる保安距離等

地価税法施行規則	対象となる危険物施設	消 防 法 令	保 安 距 離 等 (根 拠 条 文)	
規則5条2項1号	製造所	法10条4項		
	イ	ロ以外の製造所	令9条1項	令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ	高引火点危険物の製造所	則13条の6 1項	則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
規則5条2項2号	屋内貯蔵所	令2条1号		
	イ	ロ～ニ以外の屋内貯蔵所	令10条1項1号(平家建) 令10条2項(平家建以外)	令10条1項1号又は2項によりその例によるとされる令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ	高引火点危険物の平家建屋内貯蔵所	則16条の2の4 1項	則16条の2の4 2項1号によりその例によるとされる則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ハ	高引火点危険物の平家建以外の屋内貯蔵所	則16条の2の5 1項	則16条の2の5 2項1号(則16条の2の4 2項1号)によりその例によるとされる則13
				条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ニ	指定過酸化物の屋内貯蔵所	則16条の4 1項	則16条の4 2項表6欄の距離又はただし書の距離(10m)
		(除く) 建築物内設置の屋内貯蔵所(20倍以下)	令10条3項	
	特定屋内貯蔵所(50倍以下)	則16条の2の3 1項		
	高引火点危険物の特定屋内貯蔵所(50倍以下)	則16条の2の6 1項		
規則5条2項3号	屋外タンク貯蔵所	令2条2号		
	イ	ロ・ハ以外の屋外タンク貯蔵所	令11条1項1号	令11条1項1号によりその例によるとされる令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ	引火点を有する液体危険物の屋外タンク貯蔵所	令11条1項1号の2	令11条1項1号の2の表下欄の距離(敷地内距離)又は市町村長等が定めた距離
	ハ	高引火点危険物の屋外タン	則22条の2 1項	則22条の2 3項1号によりその例によると

	ク貯蔵所		される則13条の6 3項1号ハの距離(50m) 又は市町村長等が定めた距離
	(除く) 特例を定めることのできる屋外タンク貯蔵所	則22条の2の5 1号 3号	岩盤タンク 海上タンク
規則5条2項4号	屋外貯蔵所	令2条7号	
	イ ロ以外の屋外貯蔵所	令16条1項1号	令16条1項1号によりその例によるとされる令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ 高引火点危険物の屋外貯蔵所	則24条の12 1項	則24条の12 2項1号によりその例によるとされる則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
規則5条2項5号	給油取扱所(不特定多数の者に軽油のみ、メタノール等(メタノール又はこれを含むものをいう。以下この号において同じ。)のみ又は軽油及びメタノール等のみを給油するものに限る)	令17条1項 令17条4項 則28条の2 則28条の2の2	令17条1項8号の固定給油設備について、当該設備の位置に係る基準として同号に規定する距離のうち最も短い距離(懸垂式の固定給油設備にあっては道路境界線方向については4m、敷地境界線及び建築物の壁方向については2m(給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から1m)、その他の固定給油設備にあっては道路境界線方向については最大給油ホース全長が3m以下のものについては4m、最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のものについては5m、最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のものについては6m、敷地境界線及び建築物の壁方向については2m(給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から1m))
規則5条2項6号	自動車等の点検・整備を行う設備(電気自動車に係る充電設備に限る)	則25条の5 2項2号イ	則25条の5 2項2号イの自動車等の点検・整備を行う設備(電気自動車に係る充電設備に限る)について、当該設備の位置に係る基準として同号に規定する距離のうち最も短い距離(懸垂式の固定給油設備方向については4m、その他の固定給油設備のうち最大給油ホース全長が3m以下のもの方向については4m、最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの方向については5m、最大給油

			ホース全長が4 mを超え5 m以下のもの方向については6 m、道路境界線方向については2 m (ただし、建築物の第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部に設ける場合は、この限りでない。))
規則5条2項7号	一般取扱所	令3条4号	
	イ	ロ以外の一般取扱所	令19条1項により準用する令9条1項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
	ロ	高引火点危険物の一般取扱所	則13条の6 3項1号ハの距離(50m)又は市町村長等が定めた距離
		(除く) 特例の一般取扱所	
		令19条2項各号	
規則5条3項1号	屋外タンク貯蔵所	令11条1項15号	令11条1項15号の規定により設けられた同号の防油堤で囲まれる区域内にある土地等